業　務　仕　様　書

1　業務名
　東区役所前庭管理業務

2　履行期間
　令和５年４月１日 から 令和６年３月31日 まで

3　業務の範囲
　東区役所前庭及び北側駐車場周辺ラベンダー植樹帯

4　業務内容
　受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置し、次の業務を実施するものとする。それぞれの作業については別紙業務実施要領等の内容に基づき実施すること。
⑴　芝生管理（草刈、清掃、施肥）
⑵　樹木管理（剪定、冬囲い設置及び撤去、施肥、薬剤散布）
⑶　ラベンダー植え込み、フラワーポット管理
⑷　石積の補修
⑸　その他

5　安全の確保
　業務の実施に当たっては、施設利用者及び従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

6　業務報告
　受託者は、各月の業務を完了したときには、写真を添付した業務報告書を委託者に提出すること。

7　環境負荷低減に関する事項
　本業務においては、札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
⑴　電気・水道・油・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
⑵　ごみ減量・分別及びリサイクルに努めること。
⑶　両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
⑷　自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
⑸　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイド

ライン指定品を使用すること。

8　用具等

業務に必要な車両及び機器用具、消耗品等は、受託者の負担とする。

9　その他

⑴　各業務の作業日程は、事前に委託者と協議のうえ決定すること。

⑵　業務の実施に際して嫌疑が生じたときには、必ず委託者の指示を受けること。

⑶　この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

業 務 実 施 要 領

本業務の実施にあたっては、札幌市公園緑化業務委託仕様書及び公園緑化工事仕様書によるほか、下記の要領によること。

1　草刈

年8回、手刈り（344㎡）及び機械（343㎡）により、所定の面積を仕上げ高2～3cmで刈り込むこと。実施時期については、委託者の指示によること。

2　清掃

所定の面積（687㎡）を年10回清掃すること。実施時期については、委託者の指示によること。

3　芝生施肥

所定の面積（687㎡）について、年2回アミノ肥料を100㎡につき6kg散布すること。

4　樹木剪定

所定の本数（高木31本、低木351本）について、剪定を行う。なお、実施時期等については、委託者の指示によること。

5　樹木冬囲い（撤去含む）

所定の本数（低木351本）について、冬囲い及び撤去を行う。なお、実施時期等については、委託者の指示によること。

6　高木施肥

所定の本数（高木31本）について、樹木用肥料を計50kg根元にすきこむこと。

7　低木施肥

所定の本数（低木351本）について、樹木用肥料を100㎡あたり10kg散布すること（100㎡あたり150株植え込み済）。

8　薬剤散布

所定の本数（高木31本、低木351本）について、年2回薬剤散布を行う。なお、実施時期等については、委託者の指示によること。

9　フラワーポット管理

前庭のフラワーポット（19か所）について、花苗を年3回以上植え替えし、また、その花苗が良好な成育をするよう管理すること。

10　ラベンダー植え込み管理

指定するラベンダーについて、年4回の除草（45㎡）及び年1回（45㎡）の刈り込みを行うこと。刈り込みの実施時期については、委託者の指示によることとし、刈り込みを行ったラベンダーについて委託者から指示があった場合は、委託者に受け渡すこと。また、枯苗等があれば補植すること。

11　石積の補修

指定する石積（5.5㎡程度）を補修すること。

12　その他

上記以外の事項であっても、管理上必要と認められる軽易な作業については、状況に応じて実施すること。

東区役所前庭及び北側駐車場周辺ラベンダー植樹帯
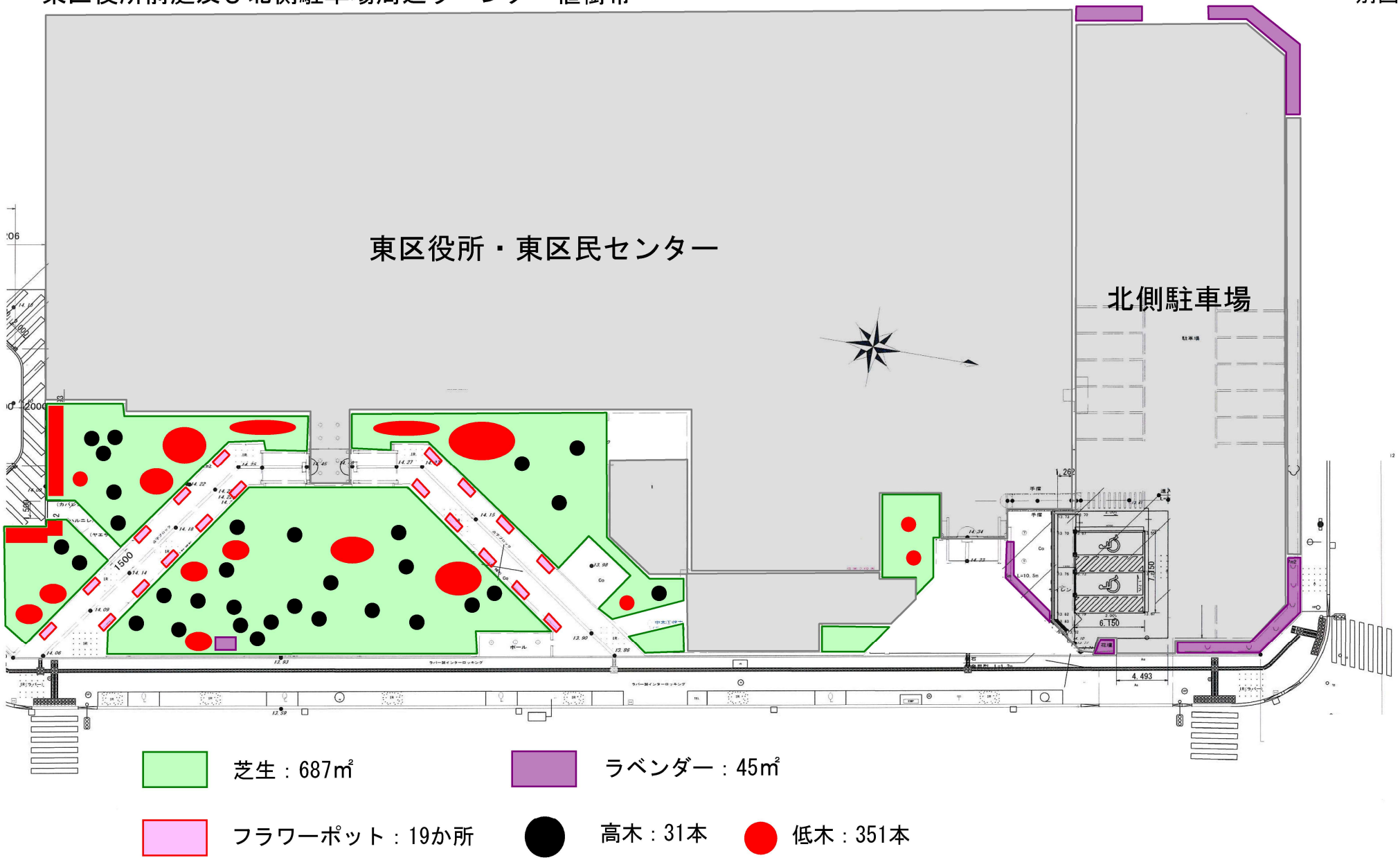
別図